

○よくある質問

——新型コロナと診断された方への保健所からの連絡について——

1 診療検査医療機関等で陽性が判明し、新型コロナと診断されたが、保健所からの連絡がない。

- ① 65歳未満の重症者リスクがない方は、保健所からの電話による連絡はありません。
 - 自宅療養に必要となる情報をショートメッセージによりご案内します。
症状が悪くなった方や宿泊を希望される方は自宅待機 SOS (TEL 0570-055221) までご連絡ください。
- ② 65歳以上の方や重症化リスク因子を複数持つ方、妊娠している方については保健所から連絡があります。
 - ただし、感染まん延期は保健所からの連絡に時間を要することがあります。なかなか連絡がない場合は保健所にご連絡いただくか、つながらなければ自宅待機 SOS までご連絡ください。

2 65歳未満で重症化リスクがないがショートメッセージはいつくるのか

- 保健所が医療機関等から出された発生届を確認した上で、お送りします。
ただし、携帯電話をお持ちでない方や、SMS 配信の承諾をされていない方、発生届に記載された電話番号に誤りがある場合は、届きません。

3 重症化リスクの判断はだれが行うのか？

- 発生届を元に保健所が判断します。

4 大阪府内であればすべてこの対応になるのか？

- 大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市の対応については、それぞれの保健所にご連絡いただくかホームページをご確認ください。

5 新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合の対応について、詳細が分かるホームページはないか。

- 大阪府ホームページ「新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合の対応について」をご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/youseisyataiyou.html>

——新型コロナと診断された方の療養について——

1 療養期間はいつまでか

- 症状がある方（有症状）は、症状が出た日を0日として10日間です。
ただし、症状が続いている場合は療養期間が延長される可能性があります。
（例）2月1日に発症 → 2月11日まで自宅療養 → 2月12日に療養解除
- 症状がない方（無症状）は、検体を採取した日を0日として7日間です。
ただし、療養期間中に症状が出た場合は、療養期間が変わりますので保健所に連絡してください。
（例）2月1日に検体採取 → 2月8日まで自宅療養 → 2月9日に療養解除

2 自宅療養中の健康観察はなにをすればよいのか

- 1日3～4回(朝・昼・夜(夕・寝る前))に、体温測定など、ご自身で健康状態を確認してください。体調が悪化した場合は、すぐに自宅待機SOSまでご連絡ください。

——濃厚接触者について——

1 同居家族や職場等で濃厚接触の可能性がある場合はどうすればよいのか

- 大阪府ホームページ「濃厚接触者（濃厚接触の可能性のある方）」をご確認ください。
<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/noukousessyokusya.html>

2 同居家族が陽性となり、自分が濃厚接触者となった。受診をせずに、新型コロナ陽性者として自宅療養を行ってよいか。

- 感染症法上の患者対応や公費負担を受けるためには、発生届の提出が必要です。同居家族が陽性となり、ご自身が有症状となった場合は、必ず医療機関を受診してください。

3 よく「みなし陽性」という言葉を聞きますが、同居家族が陽性となった場合、自分はそれに該当するののか。

- 「疑似症患者」のことを「みなし陽性」と表現されることがあります。
「疑似症患者」は同居家族が陽性となり、濃厚接触者となった方が発症した場合に、医療機関を受診し、検査を実施せずに医師が診断するものです。
ご自身で判断することはできません。

4 濃厚接触者である同居家族等の待機期間が短くなったと聞いたが、どういう内容か。

→ 濃厚接触者である同居家族等の待機期間については、陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）又は陽性者の発症等により住居内で感染対策（※）を講じた日のいずれか遅い方を0日目として7日間（8日目解除）となります。

※住居内での感染対策とは、マスクの着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施など

5 濃厚接触者である社会機能維持者の早期待機解除について、抗原定性検査キットの代わりにPCR検査を実施しても構わないか。

→ 濃厚接触者が従事する事業所内でPCR検査又は抗原定量検査を実施（他の民間検査等への委託は除く）している場合に限り、4,5日目の抗原定性検査に代えて、5日目にPCR検査又は抗原定量検査を実施し、陰性を確認した場合も、待機期間を解除して差し支えない。

—————医療機関からのよくある質問—————

1 陽性者の同居家族等（有症状）を臨床症状から新型コロナウイルス感染症と医師が診断した場合、発生届の提出は必要か。

→ 感染症法上の患者対応や公費負担を受けるためには、疑似症患者の発生届を提出する必要があります。

2 1で疑似症患者として診断した方に新型コロナウイルス感染症に対する経口抗ウイルス薬や抗
体治療薬等を投与する場合、検査は必要か。

→ 新型コロナウイルス感染症に対する投薬をする場合や、他疾患の可能性も相応に高く鑑別が必要な場合などにおいて、診断を確定するために検査を実施することは必要です。原則として、PCRや抗原検査などにより新型コロナの確定診断がついていない患者は薬物治療の適応とはならない（濃厚接触者の治療適応は条件に適合する症例に限り、カシリビマブ/イムデビマブのみ承認されています）。